

第 6 回寝屋川市総合計画審議会議事録

1 日時

平成27年10月 5 日（木）午後 1 時～ 3 時 5 分

2 場所

市役所議会棟 4 階 第 1 委員会室

3 出席者

池嶋 聖司、乾 栄嗣、今川 晃、植田 良二、太田 徹、河野 徹也

北川 光昭、木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子

住田 利博、田中 優、長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三

野々下 重夫、板東 敬治、平田 一裕、山下 實、幸 徹

21人（全22人）

《関係職員》

43人

《事務局》

8人

4 傍聴者

4人

5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の審議

(会長)

皆さん、こんにちは。本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員 22 人のうち、21 人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立いたしますので、これより第 6 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、早速でございますが、案件に入らせていただきます。

今回は、後期基本計画試案の施策 32「工業の振興を図る」まで御審議いただきましたので、本日は、後期基本計画試案の施策 33「農業の振興を図る」から審議を進めてまいります。

まず、関係職員から施策の説明をお願いします。

(関係職員)

施策 33「農業の振興を図る」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、農業者の高齢化、後継者不足による離農、農地の遊休化などの課題のほか、相続等による非農家の農地取得から宅地化への転用など、農地が減少傾向にあります。しかしながら、都市における農地は、農作物の生産だけでなく、景観、保水など多面的な機能を有しており、今後とも農地の保全と都市農業の振興を図り、いわゆる“農あるまちづくり”を進める必要がございます。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向け 3 つの施策を実施してまいります。

1 つ目は「農地の保全」でございます。

2 つ目は「地産地消の推進」でございます。

3 つ目は「都市農業の振興」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる 6 項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、68 ページに記載の「地元農産物の消費拡大」「貸農園の推進」「レンゲ開放農地等の推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「農業への理解をより深め、市域にお

ける農産物の積極的な消費に関心を持ちます。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

現状と課題の１段落目の２行目に「課題があります。」とありますが、最初に現状について記載し、その後に課題に関する記載を入れたら文章も分かりやすいかと思いますので、検討をお願いします。

次に、重点取組項目「貸農園の推進」の取組概要に「“農”と接することにより、市民に農産物を生産する喜びを感じてもらうため」とありますが、心身の健康を作ることに関しても大きな意義があると思いますので、その辺りの内容についても触れていただければと思います。

また、市民の役割に「農業への理解をより深め、市域における農産物の積極的な消費に関心を持ちます。」とありますが、市民の方々には、農地がおもむきのある景観に寄与していること、また、農地が有している防災機能の役割についても理解していただくような内容に変更してはどうかと思います。

最後に、施策指標「地元農産物の消費量」ですが、平成 26 年度実績値が 43,985 キログラムとあり、平成 21 年度実績値の 50,907 キログラムから下がっているにもかかわらず、平成 32 年度めざそう値が 73,600 キログラムと非常に高い数値設定となっておりますが、その根拠について説明していただけますか。

(関係職員)

めざそう値につきましては、現在実施している朝市等のほか、新たに地元農産物を販売されるところも増えてきていること、また、農家の方々に構成される協議会がスーパーで地場産野菜という形で販売されていることなど、地元農産物を販売する様々な取組が広がってきているとの現状を踏まえ、このような数値設定としております。

(委員)

了解いたしました。

次に、市民意識の指標「『市内で生産した農産物を購入したい』という市民の割合」について、平成22年度は62.4パーセントであり、平成26年度実績値は57.9パーセントと下がっているのですが、どのように認識すれば良いのですか。

(関係職員)

市民意識の指標につきましては、今まで数値が上がってきておりましたが平成26年度実績だけ下がっているような状況となっております。明確な理由となるかは不明ですが、地元農産物がどこで売られているのか分からないとの意見もよくお聞きしますので、地元農産物の販売場所等のPRが少し不足していたのではないかと分析しております。

(会長)

委員。

(委員)

前回も指摘しました市民意識の指標の目標値についてですが、行政における施策、事業に関する期待値との意味も含んでいるかと思いますので、漠然とした矢印のような表現ではなく、具体的な数値設定について検討していただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題に後継者不足とありますが、その理由の一つとして、農業で十分な収入が得られない実情があるかと思います。そのため、専業、兼業関係なく、農業で経済的にも安定した生活を送れるような施策を実施する必要があるかと思うので、その辺りの内容について、重点取組項目又は施策の展開に記載してはどうかと思います。

次に、農地面積については、減少傾向にあるかと思うので、市内農地の確保面積などの目標を明らかにして、それを守っていくために必要な施策の展開、重点取組項目等が必要ではないかと思うので、検討をお願いしたいと思います。

最後に、施策指標「貸農園の区画面積」ですが、なぜ、区画面積を指標としたのですか、また、区画面積が倍になると、区画数自体も倍になるとの認識で良いですか。

(関係職員)

指標を区画面積とした理由についてですが、貸農園の大きさが分かる面積に関する内容の方がより具体的であり、分かりやすいものと考えたためでございます。また、御指摘のとおり、区画数が倍に増えるということは、区画面積も倍に増えていくこととなります。

(会長)

委員。

(委員)

区画数は同じですが、一つ一つの面積を大きくしていこうということではないという理解で良いですか。

(関係職員)

1 区画の面積は、基本的には同じ大きさですので、基本的に区画面積が増えれば区画数も増えると御理解いただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

後期基本計画で、4 倍以上に増やすとの非常に大きな目標となっていますが、増える見通しはありますか。

(関係職員)

貸農園につきましては、現在、2 つの農園を新規で開園するように進めていること、また、農業委員会において、遊休化している農地の所有者に対し貸農園として活用できるかなど、アプローチを行っていることなどから、今後も増えていく見通しとなっております。

(会長)

委員。

(委員)

貸農園に関しましては、申込者に対して提供できていない状況がありますので、是非めざそう値を実現していただきますようお願いいたします。

また、重点取組項目「地元農産物の消費拡大」ですが、市内の小中学校の給食に地元食材を使用していくことについて、具体的に検討していく必要があるのではないかと思います。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

施策の展開「農地の保全」で、「効率的かつ効果的に農地を保全に努める」とありますが、具体的にどういうことを意味しているのでしょうか。

(関係職員)

効果的というのは、農地が飛び地にならないように、できるだけ一団の土地として確保しておきたいということ、また、効率的というのは、減少する農業者、農地面積を抑えるとともに、付加価値の高い農産物を生産できるようにしていくとの内容としております。

(会長)

委員。

(委員)

これまで審議してきた施策の中にも効率的、効果的との言葉がよく用いられておりましたが、そのような表現を用いる際の思いはしっかりと持っておいていただきたいと思います。

それから、農地へのごみの不法投棄、農作物の盗難などの都市農業によくある問題について、それらの防止に関する啓発などについて、施策の展開に触れておいていただければと思います。

また、重点取組項目「レンゲ開放農地等の推進」の取組概要に「災害時における防災協力農地登録の促進」とありますが、現状はどのくらい進んでいるのですか。

(関係職員)

レンゲ開放農地と防災登録農地につきましては、年々件数が増えてきております。

今後も、広く防災農地の登録をお願いするとともに、レンゲ開放農地を通して市民の方々に農地の大切さを理解していただきたいと思いますと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

特に防災協力農地登録については、その思いを市民にしっかりと伝わるように促進していただきたいと思います。

(会長)

ほかにありませんか。

委員。

(委員)

前期基本計画では、地元農産物の学校給食への一斉導入を支援するとの記載が入っていたのですが、なぜ後期基本計画試案ではそのような記載をしていないのかお聞かせください。

(関係職員)

学校給食に関して、小学校給食については、現在も継続して地元農産物を導入しておりますので、後期基本計画試案では記載しておりません。

(会長)

委員。

(委員)

中学校給食についてはどうなっているのですか。

(関係職員)

中学校給食には、現在、地元農産物を導入しておりません。

(会長)

委員。

(委員)

中学校給食に係る検討委員会でも、地産地消の食材を導入していくとの話も出ておりますので、今後、小学校給食と同様、中学校給食への導入も検討していただくとともに、施策の展開「地産地消の推進」において、その辺りの内容を入れていただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

社会背景として改正農業協同組合法が成立しましたが、寝屋川市の農業施策等に影響はあるのでしょうか。

(関係職員)

改正農業協同組合法自体は直接関係しませんが、今国会で承認された改正農業法と改正農業委員会等に関する法律の改正については、農業委員会における選挙制度の廃止であったり、農地保全の推進など、更なる農業振興を進めるものとなっております。

また、都市農業振興基本法が本年４月から施行されておりますが、正に、本市のような都市農業について定める法律になっております。これにつきましては、現在、国からは要領などにより、具体的な内容がはっきりと示されておりましたが、国土交通省と農林水産省で協議されていると聞いております。

(会長)

委員。

(委員)

本市の場合、農業施策として農業者を守り、そして、継続して農業を行っていただくということに軸足を置くのか、それとも、農地の保全・確保などに軸足を置くのか、バランス的にはどのような考え方に立って、今後5年間取り組もうと考えておられるのですか。

（関係職員）

農地の保全も農業者への支援も大切でございますので、特にどちらかにバランスを置くということではありません。地元農産物の需要をより高めていくというところに主に軸足を置いていきたいと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

施策30「地域産業の活性化を推進する」の重点取組項目に六次産業についての内容がありますが、当施策では、施策の展開、重点取組項目において六次産業に資する内容が見受けられないのですが、そこについてはどのようにお考えですか。

（関係職員）

重点取組項目「地元農産物の消費拡大」に関する内容が、いわゆる六次産業に該当すると理解しております。供給量を高めることは、結果的に、消費拡大となるかもしれませんが、まずは需要を高めることで、作れるものを作るというよりも、作って欲しいもの、あるいは売れるものを作っていただきたいという思いを込めております。

（会長）

委員。

（委員）

少しその辺りのニュアンスが弱いものと思いましたので、六次産業を目指して、ある一定集中的に支援するという必要であると思います。

それから、貸農園についてですが、土をいじることで健康になるとの話もありますので、そういう面で地産地消、また、農地の所有と利用の分離という内容について表現していただけたらと思います。今後5年間の施策ですので、そのような取組の方向性をより明確に示していただきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、後期基本計画試案の施策34「消費者保護を推進する」の審議に入らせていただきます。

関係職員から施策の説明をお願いします。

(関係職員)

続きまして、施策34「消費者保護を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、消費者の安全・安心を脅かす諸問題の発生、詐欺的悪質商法の横行など、消費者を取り巻く状況には多くの課題がございます。そのため、消費者庁や大阪府との連携はもとより、消費生活センターの運営体制の充実を通じ、引き続き情報収集の提供や啓発活動を進めていく必要がございます。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向け2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「消費者教育の推進」でございます。

2つ目は「消費生活相談の強化」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる4項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、70ページに記載の「消費者への情報提供・啓発」「消費生活相談の推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「消費生活に関する情報収集を行うと

ともに、知識の習得に努めます。」「正しい知識を持った自立的な消費行動を行います。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、何か御質問、御意見がございますか。

委員。

(委員)

現状と課題ですが、先ほどの施策と同様、当施策についても最初に現状を説明して、次に課題について記載するような文章構成にすればより分かりやすいかと思います。

それと、施策指標「消費生活講座などへの参加者の満足度」と「消費生活相談の解決率」についてですが、両指標ともよく似たような指標であり、同じ判断材料になるものと思いますので、どちらかに絞って、もう1つの指標として、例えば、消費生活講座などへの参加者数の推移などを入れていただければと思います。

また、市民意識の指標「『消費生活センターからの情報が役に立っている』と思う市民の割合」ですが、平成22年度の実績値が25.3パーセントで、平成26年度が14.2パーセントと大幅に下がっているのですが、なぜこのような数値となったのか、その認識を教えてください。

(関係職員)

指標値については、市広報紙等において消費生活センターからの情報等に関する周知が足りていないという点、また、消費生活問題における認識が足りていないという点もあるものと考えております。

(会長)

ほかにありませんか。

委員。

(委員)

施策指標「消費生活講座などへの参加者の満足度」「消費生活相談の解決率」についてですが、それぞれ、非常に高い数値であり、指標値としては十分な実績となっているかと思いますので、ほかに新たな施策指標を設定していただく方がより効率的ではないかと思います。例えば、オレオレ詐欺、クーリングオフなどの対応件数、消費にまつわる詐欺行為に関する講座の開催回数など、指標の在り方などについて工夫が必要だと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題の１段落目の２行目にある詐欺的悪質商法については、特殊詐欺と同じものと考えてよろしいでしょうか。

(関係職員)

同じものであると考えております。

(会長)

委員。

(委員)

分かりました。

また、現状と課題の２段落目に「消費者庁や大阪府と密接な連携を図っています。」とありますが、特殊詐欺が詐欺的悪質商法に含まれるのであればより分かりやすく警察も連携先として入れた方がよいのではないかと思います。

す。

それから、3段落目で「運営体制を充実する」とありますが、これは、職員を増員するとの理解でよろしいのでしょうか。

（関係職員）

必ずしも増員ということではなく、例えば、消費相談員一人一人の質を更に高めていくということも含めております。

（会長）

委員。

（委員）

分かりました。

次に、施策の展開「消費生活相談の強化」の本文に「消費生活相談に迅速かつ的確に対応」とありますが、「丁寧かつ適切に」などの表現の方が良いかと思います。

また、高齢社会における認知症の増加については、課題として現状と課題などに記載しなくても良いのでしょうか。

（関係職員）

検討させていただきます。

（会長）

委員。

（委員）

それと、施策指標「消費生活相談の解決率」ですが、議会でも、この解決との表現について指摘がされておりますが、消費生活センターから別の担当部署につなげることによって解決とみなすところがあり、今の指標名では、問題解決を図った割合とイメージしてしまうので、表現として処理率又は対

応率などに変更してはどうかと思います。

（会長）

ほかにございませんでしょうか。

委員。

（委員）

施策指標「消費生活相談の解決率」の平成26年度実績値97.9パーセントですが、前期基本計画の総括では97.3パーセントとなっています。どちらが正しい数値なのでしょう。

（関係職員）

前期基本計画の総括における数値が間違っております。

（会長）

実績値としては97.9パーセントで正しいということですね。

委員。

（委員）

重点取組項目に「消費者への情報提供・啓発」とありますが、消費者問題に関する情報提供というのは、消費者庁、又は大阪府からの情報が多くなっているのですか。

（関係職員）

消費者庁、大阪府からの情報もありますが、市独自でパンフレット等を作成し、街頭啓発やエコフェスタで配布させていただいております。

（会長）

委員。

(委員)

情報提供はそれで結構ですが、情報収集という面では、商・工・農の経営者等における情報交換の場を設けるなどの取組も良いかと思いますので、その辺りの内容を施策の展開などで入れていただければと思います。

(会長)

ほかにありませんか。

委員。

(委員)

現状と課題の1段落目の2行目に「多くの課題が見られます。」とありますが、表現的には、例えば、危険やリスクが高まっている、リスクにさらされているなどの表現の方が良いのではないかと思いますので、御検討お願いします。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、後期基本計画試案の施策35「市域の労働力の活用を推進する」の審議に入らせていただきますので、関係職員の入替えを行います。

では、関係職員の方から説明を願います。

(関係職員)

施策35「市域の労働力の活用を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少する中、若者にあっては、安心・納得して働き、意欲や能力を発揮できる社会を、高齢者にあっては、経験や能力をいかし、生涯現役で活躍が続けられる社会の実現が必要です。そのため、本市では、身近な相談窓口として地域就労支援センターを設置し、就労支援等を行っております。今後とも、ハロー

ワーク等、関係機関との連携の下、雇用・就労施策の充実を図る必要があります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けた施策として、「雇用・就労機会の促進」を実施してまいります。

これら施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる２項目により具体的に進めてまいります。いずれも重点取組項目として72ページにて記載の「地域就労支援事業の推進」「自立支援のための職業紹介事業の推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「事業者は、雇用・就労機会の拡大、創出に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、委員。

(委員)

重点取組項目に「地域就労支援事業の推進」「自立支援のための職業紹介事業の推進」ありますが、その前段階として、働こうと思った人に対して働くための訓練を行ったり、資格を取るための学習機会を確保するなどの支援をしていくような取組を加える必要があるのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、市民の役割「事業者は、雇用・就労機会の拡大、創出に努めます。」とありますが、事業者が主語となっていることから、事業者だけに市民の雇用、就労機会に関する役割を押しつけるというのは、市民の役割としては少し違和感があります。

また、施策指標ですが、市内の有効求人倍率を指標として設定した上で、

その数値をどのように上げていくのかなど、市としての大きな方向性を検討することも必要ではないかと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開「雇用・就労機会の促進」において、「大規模商業施設の出店等の機会にあつては、市民の雇用確保・推進に向け、積極的な働きかけを行います。」とありますが、大規模商業施設が出店することによって影響を受ける地元商店街への支援についても入れていただきたいと思います。

それから、市民の役割ですが、「市民は地域就労支援事業、職業紹介等を通じ、積極的に求職活動をします。」などの項目を入れていただいたら、事業者と市民と両方の内容が入ることとなり良くなると思います。

次に、施策指標「地域就労支援センターへの相談から就労に結びついた件数」の平成26年度実績値が19件、「三市合同就職面接会の採用者数」が4件とありますが、数値が低すぎると思いますので、この数値を上げていくような取組、方法というものを、普段から考えていただきたいと要望しておきます。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題の1段落目の3行目に「生涯現役で活躍し続けられる社会等の実現が必要です。」と課題を提起していただいておりますが、その課題に対して実施する施策について確認させてください。

(関係職員)

重点取組項目「地域就労支援事業の推進」の取組概要にあるように、例え

ば、三市合同就職面接会において、高齢者の方も多数来られますし、様々な形で年齢層、あるいは性別を問わず、その就労を支援しているということで考えております。

(会長)

委員。

(委員)

課題に対する施策としては少し足りないように感じます。産業分野の施策30「地域産業の活性化を推進する」において、工業・商業・農業に関する施策を推進する中で、雇用先の確保についても対応していく必要があるかと思っていますので、お願いしたいと思います。

次に、重点取組項目「自立支援のための職業紹介事業の推進」ですが、取組概要に生活困窮者などの対象者が記載されているのですが、更生保護者も入れていただければと思います。

また、今後、医療・介護・子育て分野の労働力不足が予測されておりますので、重点取組項目に有資格者の発掘に関する取組の追加について検討していただければと思います。

施策指標ですが、経済センサスにおける調査項目に合わせて、市独自に収集した数字等を活用すれば、目標とすべき良い指標ができるのではないかと思います。

最後に、今後の高齢社会において、高齢者の方々が一般企業で勤めることは、なかなか難しい状況がありますので、コミュニティビジネス等にも挑戦していくことをほかの分野の施策も含めて検討していただきますようお願いします。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、後期基本計画試案の施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」の審議に入らせていただきますので、関係職員の入替えを行います。

それでは、関係職員から施策の説明をお願いします。

(関係職員)

施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、本市では、「みんなのまち基本条例」に基づき市民と行政が信頼関係を深めながら、協働によるまちづくりを推進しております。今後、市民が主役のまちづくりを進めていくためには、地域の力を結集し、地域の課題を地域で解決する地域協働の取組を一層推進する必要があります。

次に、施策の展開でございますが、ただいま現状と課題で述べさせていただきました認識の下、課題解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「市民による公益活動の促進」、2つ目は「地域協働による地域課題解決の支援」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる10項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、72ページに記載の「地域協働の推進」「『みんなのまち基本条例』の周知・啓発」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「『みんなのまち基本条例』制定の意義やその趣旨について理解し、地域活動や地域のまちづくりに参画します。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

施策指標に「地域協働協議会の活動回数」「地域協働協議会主催事業への延べ参加者数」とありますが、本市のコミュニティ活性化を図る主体が地域協働協議会のみに限られているように感じるため、どちらかのみ、もしくはそもそも設定する必要がないものと思います。それよりも地域協働協議会の核である各自治会が、どれだけ組織されて、どれだけ活動していただいて皆さんがその地域の活動に参加しているのかということの方がより大切ではないかと思いますので、その辺りの視点を当てた施策指標、施策の展開などについても検討していただいた方が良いかと思います。

また、施策指標「地域協働協議会主催事業への延べ参加者数」について、このような表現では、祭りの開催や参加を誘導しているかのようにも思えるので、記載の仕方について検討していただきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

市民の役割「『みんなのまち基本条例』制定の意義やその趣旨について理解し、地域活動や地域のまちづくりに参画します。」とありますが、市民意識調査報告書にもありますように、寝屋川市民であることの自覚と誇りを持つことが記載されていることから、冒頭に寝屋川市民であることの自覚と誇りを持ち、みんなのまち基本条例云々という内容にすれば、市民の役割がより明確になるのではないかと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題ですが、コミュニティの活性化、また協働の背景として、人口

減少、少子高齢化について記載されているのですが、核家族化についても少し気にかけた表現にしていきたいと思います。

また、現状と課題の３段落目の２行目に「地域の課題を地域で解決する」とありますが、地域で住みたいまちを自分たちで作り上げていくとの主眼にならないとやらされているということになりかねないと思いますので、能動的、自主的に参画できるような表現に変えた方が良いと思います。施策の展開「地域協働による地域課題解決の支援」という表題についても同じことが言えるかと思いますので、併せて検討してください。

次に、「地域協働の取組を一層推進する」とありますが、例えば、会員数を増やすために協力するとか、会員数増加に伴う組織力の強化に協力する、また、コーディネーターの役割についての協力など、様々な意味合いがあるかと思いますので、より具体的に現状と課題、施策の展開に入れていただければと思います。

最後に、施策指標ですが、全ての小学校区で協議会が設置された中で、今後５年間ににおいていかに大きな活動にしていくのかということが重要となってくることから、今後の課題の１つである組織力の向上、活動の重複を整理するための組織の簡素化というような辺りを含めた表現を検討していただければと思います。

（会長）

委員。

（委員）

施策の展開に地域担当職員の育成に関する内容を入れていただきたいと思います。

（会長）

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

一番の問題として、地域活動の担い手不足、担い手の固定化が課題として挙げられると思います。そのような中で、地域担当職員に必要なところに入ってもらいたたりすることでサポートしていく仕組みも必要かと思うのですが、新たな人材、担い手の確保についても現状と課題に入れていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(関係職員)

地域で活動していただく方の担い手不足については、十分認識しているところでございます。

(会長)

委員の意見にあったように現状と課題への反映について検討してください。委員。

(委員)

地域において、祭りの開催、参加だけではなく、コミュニケーションを図り、暖かい人の輪、地域の輪を作るまちづくりが大事ではないかと思っております。そのためにも、24の小学校区で、それぞれがどのような取組をしているのか、参考となる取組を知る機会を作っていただければと思います。その中で、お互いに話し合い、そして、明るいまちづくりについて十分語らいながら、寝屋川市に住んで良かったと思えるようなまちにしたいと考えておりますので、御協力願いたいと思います。

(会長)

関係職員、よく認識していただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、後期基本計画試案の施策37「情報発信を充実する」の審議に入らせていただきます。

では、関係職員から説明をお願いします。

(関係職員)

施策37「情報発信を充実する」について説明させていただきます。

市民が主役のまちづくりを推し進めるためには、市民に市政情報を分かりやすく提供し、情報の共有を図ることが重要であり、市民が容易に情報入手することができる環境の整備を進めるとともに、市民の知る権利を保証するための取組を引き続き推進していくことが必要でございます。

このような現状認識の下に、次の2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「情報発信機能の充実」、2つ目は「情報提供・情報公開の推進」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる6項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、76ページに記載の「『広報ねやがわ』などの発行」「映像による情報発信」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「市政情報に関心を持ち、情報を活用し、積極的に市政へ参画します。」とさせていただきます。

次に、施策指標「市ホームページの平均アクセス数」でございますが、平成25年度のアクセス件数69,029件をもとに、一定の伸びを見込みまして、めざそう値を84,500件としておりますが、平成25年11月に市のホームページをリニューアルし、12月以降アクセス件数が増加したことから、平成26年度はめざそう値に近い82,522件となりました。このため、現在記載のめざそう値84,500件を110,600件に修正させていただきたいと考えております。

市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

情報発信の充実については、議会等でも様々な議論がされましたが、その中で、スマートフォンのアプリを活用するなど情報発信の在り方について答弁されておりますので、その辺りを含めた内容について、もう少し現状と課題、施策の展開で触れていただければ良いかと思っています。

次に、市民の役割「市政情報に関心を持ち、情報を活用し、積極的に市政へ参画します。」ですが、それだけではなく、市民一人一人が様々な情報発信媒体において情報発信、情報提供するような役割に関する記載についても検討していただければと思っております。

また、施策指標に「市ホームページの平均アクセス数」とありますが、それ以前に、まだまだ市ホームページは見にくいとの意見がありますので、より良い内容にしていく取組について、重点取組項目として設定していただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

まず、当施策が「情報発信を充実する」との名称ですが、発信ということでは一方通行で終わってしまうこととなるので、情報共有を目的にした方が良いのではないかと思います。おそらく共有を目的としながら情報発信とされたところもあるかと思いますが、検討をお願いします。

また、現状と課題の１段落目の１行目に「市民が必要とする情報を分かりやすく提供し」とありますが、市民が必要とする情報を的確に提供することは不可能に近いため、保有している情報は全て提供するぐらいの思いを持っていただく必要があると思いますので、この「必要とする」との表現は削除してはどうかと思っております。

次に、社会保障・税番号制度の開始に伴いまして、セキュリティの問題であつたり、情報の活用・保管について厳しくなっております。それらを踏まえまして、現状と課題の３段落目の２行目に「個人情報の保護を推進」

とあり一方、施策の展開「情報提供・情報公開の推進」に「適正な個人情報の取扱い」とありますが、例えば、「個人情報の保護の強化」とか、「適正な」というところを「厳格な」とするなど、表現を強化するように変えるべきであると思っております。

最後に、市ホームページにおける情報更新についてですが、どの部署がチェックしているのか、そもそもどの部署もチェックしていないのか、その辺りについて説明いただけますか。

（関係職員）

市ホームページの担当課は、広報広聴課でございますが、1つの課が1つのページを作る仕組みとなっており、各課において更新、更新のチェックを行っております。しかしながら、今後は、広報広聴課も中心となって更新等の点検をさせていただきたいと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

アクセス数は、情報の更新が無ければ増えないところもあるかと思うので、広報広聴課以外の各部署でも、情報提供についての責任者をしっかりと定めて、確認すべきであると思います。

当施策で確認して良いか分かりませんが、SNS、スマートフォンアプリなどの情報発信について、要となる情報化推進課が所管する取組は、どの施策で確認できるのですか。

（関係職員）

情報化推進課が所管する取組項目につきましては、施策40「効率的な行政運営を行う」に位置付けております。

（会長）

委員。

(委員)

「広報ねやがわ」についてですが、今後、発行方法等を変更すると聞いておりますが、やはり「広報ねやがわ」を読まれる方、そして、自治会の掲示板や回覧板で情報を得られる方が圧倒的に多いため、「広報ねやがわ」の充実を行う必要があるかと思えます、ついては、そのような趣旨の下で充実を図るということも入れていただきたいと思っております。

また、市民の役割ですが、市民の意見を伝え、地域の情報を発信することも市民の役割の大きな要因の1つであると思えますので、それらの内容について市民の役割として入れていただきたいと思っております。

(会長)

ほかに、何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、後期基本計画試案の施策38「市民ニーズを把握する」の審議に入らせていただきますので、関係職員の入替えを行います。

では、関係職員から説明をお願いします。

(関係職員)

施策38「市民ニーズを把握する」について説明させていただきます。

価値観やライフスタイルの変化に伴いまして、市民が行政に求める役割も多様化してる中、満足度の高い市政運営を行うためには、市民ニーズを的確に把握し、市民からの意見等を市政運営に反映していく必要がございます。

このような現状認識の下に、次の2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「市民意識・ニーズの把握」でございます。

2つ目は「各種相談事業の推進」でございます。

これらの施策につきましては、「市民意識調査の実施」「市民の意見・提案の把握と活用」「市民相談事業の実施」の重点取組項目により、具体的に取組を進めてまいります。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

ます。

また、市民の役割でございますが、「市民意識調査などの各種アンケート調査に協力します。」「市政に関心を持ち、積極的に意見・提案します。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

質問、御意見等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

施策38「市民ニーズを把握する」ですが、私の提案としましては、この施策のほかに、市民の満足度、幸福度を高めるための施策についても入れていただけたらと思いますので、要望しておきます。

次に、市民意識の指標「『市政に市民の声が届いている』と思う市民の割合」ですが、平成21年度が9.4パーセントで、平成26年度が13.3パーセントと上がっておりますが、まだまだ低い数値かと思っておりますので、この数値を更に上げていくような取組を設定していただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

今まで本市は、市政の方向性を決めた後で、それに対する意見聴取をしておりましたが、今後は、その逆で、市民から聴取した意見に基づいて市政を展開していくことが大事であるかと思っております。その上で、一つ一つの具体的な問題について、市としてニーズであったり、地域の要求、要望をしっかりと

と把握するため努力していくことについて、検討の余地があるものと思います。

次に、施策指標に「市民意識調査の回収率」とありますが、「市民ニーズを把握する」との施策で、このような指標になることに少し違和感を感じております。そうではなく、市民の皆さんが市民意識調査に回答して、より良いまちになっていくとの実感がより上がっていくような指標の方が適しているかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

市民ニーズを的確に把握するためにも、例えばビッグデータ、SNS、ツイッターなどから意見等を把握、聴取することも今の技術では可能であると思いますので、そのような内容も施策の展開に入れていただくようお願いしたいと思います。

次に、重点取組項目「市民意識調査の実施」ですが、今まで2年に1回の定期的な実施がされているため、今さら重点取組項目として設定することもあるかと思います。仮に重点取組項目として設定するのであれば、この2年に1回の分についても重要度、満足度を確認するような質問形式に変更した方が良いのではないかと思います。

また、この満足度の表現についてですが、満足度を高めるということはサービス合戦にも陥る可能性もありますので、納得度などのより一步進んだ表現をしていただきたいと思っております。そういう面で、施策の展開などにおいても、納得度に関する内容を意識した記載を入れていただけたらと思います。

(会長)

ほかにありませんか。

委員。

(委員)

市民意識調査は、定期的に2年に1回実施しており、今後もその方針は変わらないと認識して良いのですか。

(関係職員)

後期基本計画の期間には、2年ごとには実施していくものと考えております。

(会長)

ほかに何かございませんか。

委員。

(委員)

施策の指標「市民意識調査の回収率」に関してですが、平成26年度市民意識調査では、18歳以上で3,500人の方にアンケートをとっておられ、回収率が54.1パーセントであり、人数としては1,893人とのことで低いのではと思っておりますが、実際にこの1,893人というのは、例えば年齢別、男女の構成比などを把握されているのでしょうか。

(関係職員)

アンケートのサンプル数については、統計学的には、人口に対して正確なデータが導き出せるものとなっております。また、調査の年齢別など詳細なデータにつきましては、市民意識調査報告書の方にも掲載しておりますのでそちらの方を御覧いただきたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現在、SNSなどが普及してきておりますので、そういった仕組みを活用して、紙でのアンケートを補完するような市民ニーズの収集の仕方についても検討していただければと思っております。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、後期基本計画試案の施策39「健全な財政運営を行う」の審議に入らせていただきます。

それでは、関係職員から説明を願います。

(関係職員)

施策39「健全な財政運営を行う」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、少子高齢化や人口減少が進行する中、依然として厳しい財政状況が続いておりますが、将来にわたって安定的な行政サービスを提供していくためには、行財政改革を推進するとともに、市税等の徴収率向上に向けた取組強化、経常経費の抑制など、更なる財政健全化に取組、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要があります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて「将来にわたる持続可能な財政運営」「徴収率等の向上」の2つの施策を重点的に実施してまいりたいと考えております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる26項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、80ページに記載の「計画的な財政運営」「歳入の確保」でございまして、内容については記載のとおりでございます。

次に、市民の役割でございますが、「市の財政状況に関心を持ち、その状況を確認します。」「納税者である意識を常に持ち、税金の使い方に関心を持ちます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

市民の役割「市の財政状況に関心を持ち、その状況を確認します。」ですが、「市の健全な財政運営に関心を持ち、見守ります。」などの表現に変更してはどうかと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策名が「健全な財政運営を行う」で、重点取組項目が「計画的な財政運営」とありますが、この計画的な財政運営と健全な財政運営の違いについて説明してください。

(関係職員)

健全な財政運営に関しては、後年度負担の軽減など、将来を見据えた取組を進める中で、平成25年度の決算で10年連続の普通会計における黒字を単年度と実質収支両方で達成し、今後は、これまでの成果を踏まえて、より計画的に取組を進めていくべきであるとの考えの下、計画的な財政運営と表現しているものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

健全でない財政運営について、あまりイメージできない中で、施策として健全な財政運営を行うとあっても分かりにくいかと思いますので、現状と課題でその辺りの内容について、分かりやすい説明が必要なのではないかと思っています。

次に、重点取組項目が「計画的な財政運営」「歳入の確保」とある中で、寝屋川市としてどれだけ税情報、財政情報を市民に分かりやすい形で公開していくのか、その情報公開の在り方についても、検討していただきたいと思っています。

また、重点取組項目「計画的な財政運営」の取組概要に「経営的視点に立ち」とありますが、一般の民間企業でできないからこそ自治体が行っている部分がありますので、重点取組項目の一番最初の記載として、自治体として効果的に市民ニーズや社会情勢の変化に対応した予算編成を行うといった内容を踏まえた記載にした方がよりの確ではないかと思っています。

最後に、施策指標「市税の徴収率」で、平成32年度めざそう値で95パーセントとしておりますが、この数字の裏付けとといいますか、どのように達成していくのか、目的と中身も含めてどのようにしていく予定か説明していただけますか。

(関係職員)

めざそう値につきましては、大阪府の都市平均であり、これを目指しております。また、徴収率につきましては、平成22年度以降、これまで現年度分も滞納繰越分も5年連続で上がり続けております。当然、景気など様々な社会的要因がありますので確定的なことは申し上げることはできませんが、目標としては当然、まずは府内の都市平均を目指していくものとさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

目標を達成するために市民の暮らしを追い詰めるようなこととならないようにしていただければと思いますので、その辺りは十分丁寧な対応をしていただきますようお願いしておきます。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

重点取組項目「計画的な財政運営」の取組概要に「中長期的な視点から」とありますが、これは長期的な財政収支の計画における数値が含まれているとの理解でよろしいのでしょうか。

(関係職員)

基本的には、後期基本計画の策定に合わせて、財政収支計画の策定についても取りかかっているところですが、これについても総合計画と同じ5年の計画期間を考えております。計画策定に当たっては、10年先、20年先も意識する必要があると考えておりますので、具体的な数字の反映はなかなか難しい状況がございますが、その辺りの意識を持ちながらやっていきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

大阪府の方でも長期的な30年の財政収支計画を策定しておりますし、そういう長期計画を持っていないと、計画的な財政運営とは言えないかと思うので、検討をお願いしたいと思います。

次に、施策の展開についてですが、マイナンバー制度の導入により変わる

ところはないのでしょうか。

（関係職員）

税に関して言いますと、マイナンバー制度の導入により、正確な所得、扶養の実態把握などができるようになり、ひいては、施策の展開「徴収率等の向上」にある、適正な賦課・徴収が可能になるものと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

日本の場合、行政の徴収コストが高いと言われておりますので、そこにメスが入れられるような施策の展開が可能であれば、今後検討していただきたいと思います。

（会長）

ほかにございませんか。

委員。

（委員）

当施策では、非常に取組項目が多くなっており、市民の役割にあるような市の財政状況に関心を持ち、確認することが困難であるので、常に市民が関心が持てるように I R 活動を積極的に行うこと等を検討していただきたいと思います。

（会長）

ほかになにかございせんでしょうか。

ないようでしたら、次に、後期基本計画試案の施策40「効率的な行政運営を行う」の審議に入らせていただきます。関係職員の入替えを行います。

それでは、関係職員から説明を願います。

(関係職員)

それでは、施策40「効率的な行政運営を行う」について説明させていただきます。

住民に身近な行政を実施する市の役割はますます広がり、複雑・多様・高度化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくことが求められています。限られた財源と人材を有効に活用するため、事務事業の改善、アウトソーシングの推進など、不断に行財政改革に取り組むとともに、国の地方分権改革等に的確に対応していく必要がございます。

このような現状認識の下に、「効率的なマネジメントシステムの推進」を始め、施策の展開に記載の5つの施策を実施してまいります。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる33項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、82ページに記載の「行財政改革の推進」「職員数の適正化」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「市の施策・事業など、市政運営の状況に関心を持ちます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

委員。

(委員)

現状と課題の2段落目の2行目に「事務事業の改善やアウトソーシングの推進」などとありますが、これまで、寝屋川市が進めてきた様々な事業委託や民営化について、問題もそれなりに起こってきた中で、本当に効率的な行政運営について考えるべきではないかと思います。

また、施策指標「職員数の適正化」についてですが、今後、中核市移行に向けての検討ということも言われており、職員数の増加を検討する必要がある中で、職員の総人件費を下げていくものとなっており、違和感を感じますので、この辺りの数値設定については、更なる見直しが必要であると思います。

次に、重点取組項目「行財政改革の推進」の取組概要に「『改革・改善アクションプラン』の推進」とありますが、当プランは平成27年2月に前市長の下で策定された計画ですので、再度、改革・改善アクションプランについて見直しを行った上で、検討していく必要があるのではないかと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題ですが、中核市の移行に関する検討について、記載していただきたいと思います。

また、情報関係のことについてですが、情報技術の利活用ということで、ビッグデータの活用、オープンデータ化などのICTに関する内容について、重点取組項目、もしくは施策の展開に入れてはどうかと思いますが、今回、取り入れていない理由について説明していただけますか。

(関係職員)

まず、中核市についてですが、現在は移行の是非を検討している段階であり、中核市に向けてという表現はできないものと考えております。仮に、後期基本計画策定までに中核市の移行ということが確定すれば、この辺りの表現については、訂正させていただきたいと思っております。

それから、ICTについてですが、従前からICTについては取り組んできたというところであり、当施策において実績を積んできておりますので、通常と言えは通常の業務内容であるとしており、それよりもむしろ、行財政改革の推進、職員数の適正化などの方を重点取組項目とさせていただいてい

るところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

I C T関係のサービスについては、今後国の方でも推進されていくような取組であり、また、今後、情報社会というものは花形のポジションになると思いますので、重点取組項目などへの反映を検討していただきますようお願いいたします。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

「効率的な行政運営を行う」の中で、効率性を追求し過ぎて、人員削減が行き過ぎると職員のストレスなどを引き起こしかねないので、同時に、職員の能力ややる気、意欲を引き出す、そういう職場環境を作っていく取組も大事であると思いますので、その辺りの内容を現状と課題、重点取組項目「職員数の適正化」の取組概要に入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

委員。

(委員)

市民の役割において「市の施策・事業など、市政運営の状況に関心を持ちます。」とありますが、これに対して、当施策における市民への見える化について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

（関係職員）

御指摘の内容も含めてですが、施策38「市民ニーズを把握する」でも、市民意識の指標として市政に市民の声が届いていると思う市民の割合が13パーセントであり、低いとの御指摘も以前からいただいているところでございます。こういった部分についての数値については、非常に重く受けとめているところであり、様々な取組に力を入れてきたところでございます。そういった中で、わずか4ポイントでございますが、市政に市民の声が届いていると思う割合が増えてきており、また、否定的な意見も減ってきているところでございますので、今後更に市民の方に市政運営を分かりやすくお伝えするような取組を進めてまいりたいと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

是非とも、当施策においては市役所内の内向きの取組項目が多くありますので、市民にとって分かりやすく関心が持てるような取組をお願いしたいと思います。

（会長）

委員。

（委員）

施策の展開「効率的なマネジメントシステムの推進」に、「P D C I サイクルによる行政評価を行い」とありますが、通常、我々が使うマネジメントシステムはP D C A サイクルですが、P D C I サイクルというのはどういう意味ですか。

（関係職員）

P D C Aはチェックをした後、行動を起こす、いわゆるアクションとしてありますが、寝屋川市の場合は、改善する、いわゆるイノベーションとの意味でP D C I という用語を使わせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

先ほどの説明の中で、中核市を目指すこととなった場合は訂正するとの話がありましたが、行政サイドでこの後期基本計画を作り替えるということですか。

(関係職員)

それまでに、その結論が出るかどうかという問題もございますが、施策指標「総人件費（総人件費には臨時職員に係る経費を含む。）」のめざそう値について、中核市移行ということを勘案しながら、修正していきたいという趣旨でございます。

(委員)

それであれば、現状として、市としては中核市の移行の是非を検討しているとの内容を入れていただき、施策指標としては、そのほかの指標を設定するなどしてはどうかと思います。行政サイドで決まってしまうと、審議会委員として意見を言う間もないものと感じますので、その辺りの在り方について検討していただきたいと思います。

(会長)

その部分については、関係職員と調整したいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

なければ、次に、後期基本計画試案の施策41「市民サービスを充実する」の審議に入らせていただきます。関係職員の入替えを行います。

それでは、関係職員から説明をお願いします。

（関係職員）

後期基本計画試案の施策41「市民サービスを充実する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、多様化・高度化する市民ニーズに応えるためには、職員一人一人の接遇がより一層求められるとともに、ワンストップサービスの拡充、市民センター業務の充実等を図る必要があります。そのため、これまでも公共施設のフルオープン化などを行ってきましたが、今後とも満足度の高い市民サービスの充実、便利で快適な窓口サービスの提供を行う必要がございます。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向け3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「市民サービスの向上と効率化」でございます。

2つ目は「サービス機能の充実」でございます。

3つ目は「施設整備による機能の充実」でございます。

これら施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる20項目により具体的に取り組を進めてまいります。重点取組項目には、84ページに記載の「社会保障・税番号制度の活用」「市民センター業務の充実」、これは香里、萱島、西、東の4市民センターの全ての分でございます。また、「斎場施設の充実」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割につきましては「社会保障・税番号制度の理解を進め、個人番号カードによる行政サービスなどを積極的に利用します。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

（会長）

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問はございますか。

委員。

(委員)

現状と課題の３段落目に「今後も市民の視点に立ち、満足度の高い市民サービスの充実、便利で快適な窓口サービスの効率的で効果的な提供等を行う必要があります。」とありますが、文章がくどいというか、歯切れが悪い感じがしますので、この辺りについては、もう少し工夫できるのではないかと思います。

次に、市民の役割「社会保障・税番号制度の理解を進め、個人番号カードによる行政サービスなどを積極的に利用します。」のほか、市民センター、図書館等の公共施設を積極的に活用し、利用しますなど、市民の役割として市民センターを活用、利用することについても入れていいのではないかと思います。

また、施策指標「個人番号カードの累積発行枚数」ですが、平成32年度のめざそう値が40,000枚ということで本市の人口規模からすると少ないのではないかと思いますので、その根拠等ございましたら御説明ください。

(関係職員)

個人番号カードの累積発行枚数40,000枚については、現在、住民基本台帳カードの発行実績を参考にさせていただいております。住民基本台帳カードは平成15年度から平成26年度の実績で21,115枚ということで、市人口における8.8パーセントの実績でございます。ただ、個人番号カードに関しては、国の方から申請書が送られ、発行手数料が無料であるということなどもありますので、住基カードの実績からおおむね2倍ということで40,000枚と目標値を設定させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

「市民サービスを充実する」という施策の施策指標として「個人番号カードの累積発行枚数」というのは、ちょっとそぐわないものかと思います。

この番号制度は国によって法律で定められ、今後行われていきますが、番号制度、いわゆるマイナンバーそのものに対して不安に思っておられる市民の方もたくさんおられる状況の中で、市民の役割として「個人番号カードによる行政サービスなどを積極的に利用します。」とあるのはどうかと思いますし、市民サービスを充実する施策であるため、行政サービスを積極的に利用するとの内容で問題ないのではないかと思います。

その上で、更なる市民サービスの向上を図りますということならいいんですけども、わざわざ個人番号・個人番号カードを活用しなくても、全体として市民サービスの向上を図ることを重点取組項目とする必要があるのではないかと思います。

次に、施策指標「個人番号カード累積発行枚数」についてですが、それこそ国の施策として発行されるようなものであり、市の施策目標にはそぐわないものと思います。それならば、市民センターの相談件数、市民サービス、市民窓口業務の実数などを施策指標、重点取組項目にしていく必要があるのではないかと思います。施策名が「市民サービスを充実する」であるのに、重点取組項目や施策指標が全部個人番号カードということに違和感があるため、検討が必要だと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策名に「市民サービス」とある一方、取組項目では市民サービス全般に関して設定されているわけではないため、施策名の工夫など、検討してはどうかと思います。

次に、重点取組項目「社会保障・税番号制度の活用」ですが、今後の利活

用によっては、市民の利便性の向上に繋がっていくものと思いますので、そこについては、市独自のサービスを考えていただき、取組名称としても、「本市独自の」又は「更なる」などの表現を加えた方が良いのではないかと思います。

また、重点取組項目「市民センター業務の充実」ですが、充実ということとは対象業務を増やすという意味でしょうか。

（関係職員）

具体的に業務の数を増やすというよりも、ワンストップであったり、市民センターに来ていただいて相談を受けるなどの形態を充実させていきたいと考えております。

（会長）

それでは、ほかにございませんか。

委員。

（委員）

特にお年寄りの方がマイナンバーを持つということに非常に不安に思っておられますので、そうではないということをもっと市民に周知しないと、不安だけ感じているのが現状ではないかと思いますので、その辺りはどのように考えておりますか。

（関係職員）

もちろん国の説明責任も当然ありますが、我々市町村におきましても、市民の皆様方に安心してお使いいただけるようなサービスにしていける必要があると認識しておりますので、様々な形を通じて、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

（会長）

よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、以上で審議を終了いたします。

本日の第6回をもちまして全ての施策の審議が終了いたしましたので、次回の第7回から第8回までの2回で、これまでの審議会において出されました御意見等の振り返りを行いまして、当審議会としての後期基本計画試案における中間答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします申し上げます。

最後に、その他といたしまして、次回の日程についてお知らせします。次回は10月22日木曜日午後3時から、場所は、本日と同じ議会棟4階第1委員会室での開催となりますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

万が一、現時点で御都合が悪い委員おられましたら、会議終了後に事務局までお知らせください。また、本日以降に予定等が入り欠席となられる場合におきましても、確定された時点で事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかに事務局から何かありますか。事務局。

(事務局)

本日は、長時間、慎重御審議、誠にありがとうございました。本日頂きました御意見等につきましては、検討事項としまして取りまとめさせていただきます。なお、取りまとめた検討結果につきましては、これまでの審議会に出された御意見も合わせて、次回の第7回及び第8回の2回に分けて、再度御審議いただく予定でございます。第7回では、後期基本計画試案の施策1「災害に強いまちをつくる」から施策20「国内外の交流を推進する」まで、第8回では、後期基本計画試案の施策21「計画的なまちづくりを推進する」から施策41「市民サービスを充実する」までの審議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会長)

今の事務局の説明に関連してですが、この中間答申案のできる時期について

て、予定の目途というものは想定しているのでしょうか。

事務局。

（事務局）

次回が10月22日ということでございますけども、中間答申案については、できる限り早い時期にお示ししたいということで、10月19日の月曜日には発送、もしくは到着できるよう努力したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（会長）

ただいま、事務局から説明がございました10月19日発送、もしくは到着ということで、極めて限られた日数ではございますが、委員の皆様には御理解をいただき、その間でお目通しをいただきまして、10月22日の第7回総合計画審議会に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第6回寝屋川市総合計画審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。